

輪島市監査公表第27号

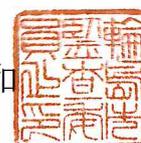
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年12月5日（水） 上下水道局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○水道事業は、平成30年12月に「改正水道法」が国会を通過したことから経営面で新たな事態の展開を迎えようとしている。輪島市水道事業としては新制度への先駆的導入は難しいと思われるが、新制度への他自治体の動向を注視して対応していただきたい。

○本年度より下水道事業が企業会計に移行することとなった。このことから上下水道局が発足し、事業費及び業務量ともに増加することになったので担当職員の研修についても万全を期していただきたい。また、水道・下水道事業とも機能を確保するための維持管理が極めて重要な事業であり最重要社会資本であることを自覚し業務に専心することを期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。